

地域包括支援センター に御相談ください!



地域包括支援センターは、
高齢者のための相談窓口です。
お気軽に御相談ください。

高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み
慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、
様々な面から支援を行います。介護が必要な方
も、お元気な方も御利用いただけます。



社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師

精神保健福祉士
(認知症地域支援推進員)

専門職が対応します



地域包括支援センター

開設日 月曜日～金曜日(祝日, 12月30日～1月4日を除く。)

開設時間 午前9時～午後6時

地域包括支援センターに関するお問合せ

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
電話 25-5273・FAX 29-6404

地域包括支援センター

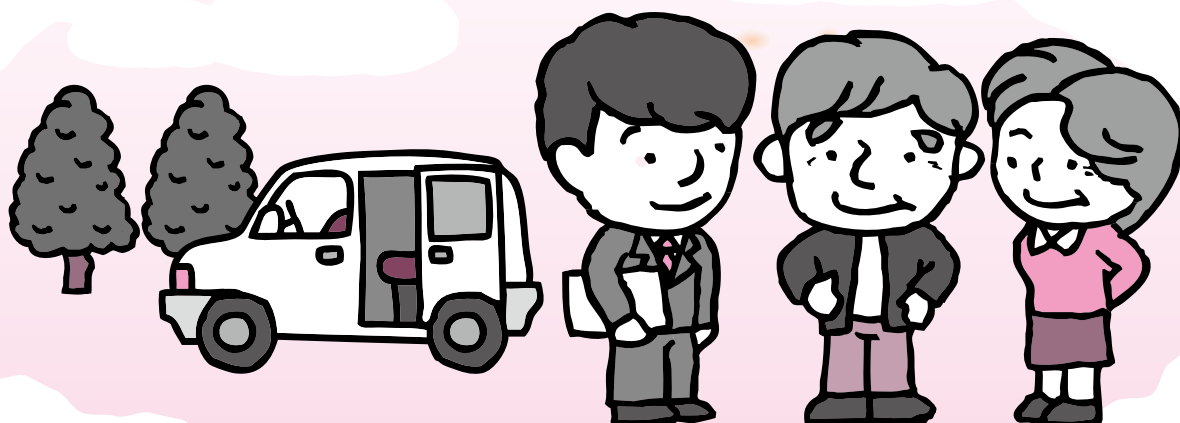
いつまでも元気でいたい・介護予防

介護サービスを利用したい

安心して暮らしたい・総合相談

いつまでも元気でいたい 〈介護予防〉

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんの心身の状態に合わせて、いつまでも元気で暮らすために「介護予防」のお手伝いをしています。



① お住まいの地域で、介護予防のための活動を行いたいという方には…

地域包括支援センターでは、地域で自主的に活動している運動サークル等の情報提供を行うなど、介護予防に関する支援を行います。



② 地域の介護予防活動への支援を希望する団体には…

必要に応じてリハビリテーション専門職と連携し、体力測定などの身体機能の評価を行い、評価に基づいたアドバイスを行うなど、介護予防活動に取り組む団体の支援を行います。



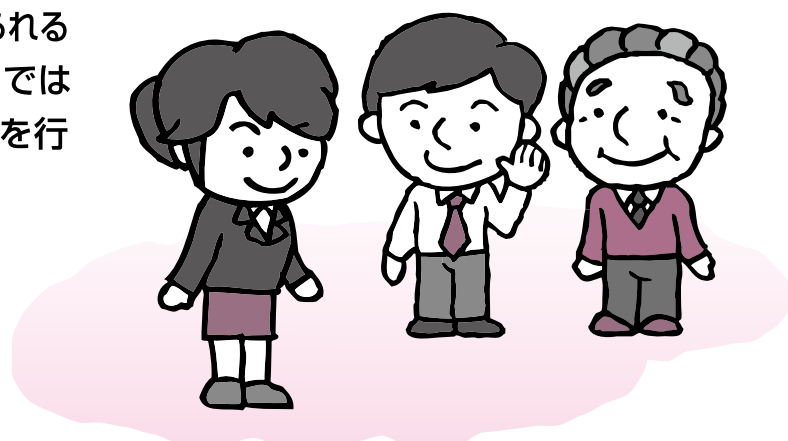
③ 介護予防について学びたい方には…

介護予防に関心のある団体などから依頼を受け、介護予防に関する講話などを行い、地域での介護予防活動に関する普及啓発を行います。



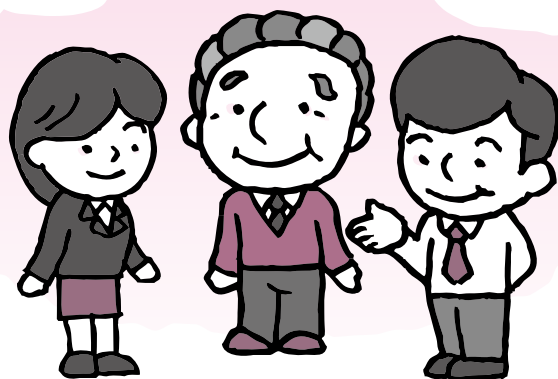
④ このほか、介護予防に関する情報提供を行います

これからも元気な生活が続けられるように、地域包括支援センターでは介護予防に関する情報の提供を行います。



介護サービスを利用したい

地域包括支援センターでは、介護保険に関する相談や要介護認定の代行申請を行っています。また、要支援1・2と認定された方が介護保険サービスを適切に利用できるように調整を行います。



① 介護保険サービスを利用したい方には…

地域包括支援センターでは、介護保険サービス利用のための相談を受けたり、本人又は家族が介護保険の要介護認定の申請に行くことができない場合などに、申請の代行を行っています。また、高齢者の方の状況に合わせた適切な対応がとれるように、関係機関との連携を図ります。

● 介護保険サービスの利用の流れ

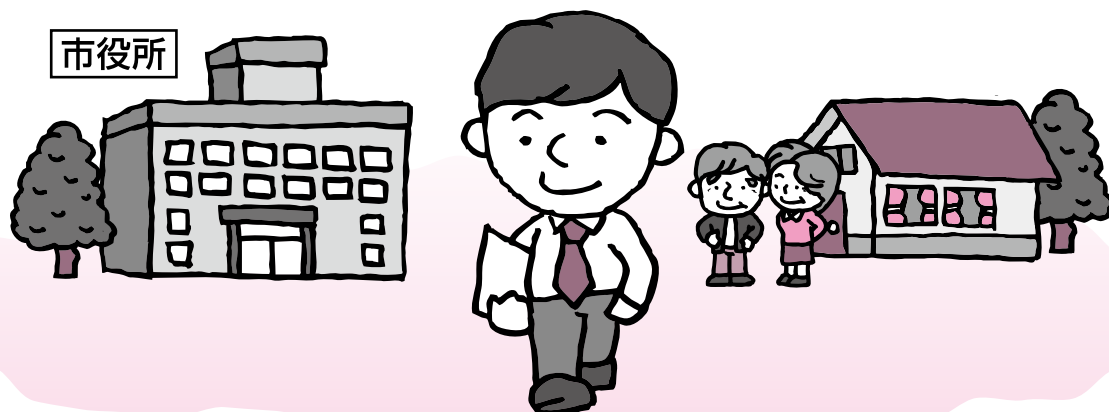
要介護等認定の申請

地域包括支援センターで申請の代行を行うことができます。

調査
判定

認定結果
のお知らせ

ケアプランを
作成して、サービス
利用開始



② 要支援1・2又は事業対象者と認定された方には…

介護保険のサービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターのケアプラン作成担当者が介護予防ケアプランを作成し、サービス利用のための調整を行います（介護予防ケアプランは、居宅介護支援事業所に作成を委託する場合や施設等にいるケアプラン作成者が作成する場合があります。）。

※要介護1～5と認定された方は、市内の居宅介護支援事業所がケアプランの作成を行います。

利用できる介護予防サービス

●通って利用する

- ・第1号通所事業(★)
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防認知症対応型通所介護

●訪問を受けて利用する

- ・第1号訪問事業(★)
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

●在宅での暮らしを支える

- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修費の支給

●短期間入所する

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護

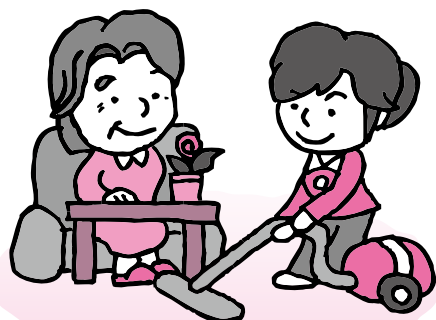
●在宅に近い暮らしをする

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

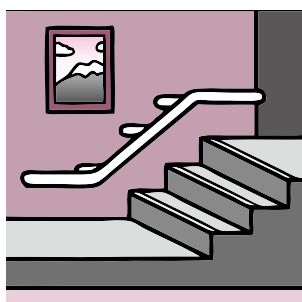
●在宅で暮らしながら通い、短期入所する

- ・介護予防小規模多機能型居宅介護

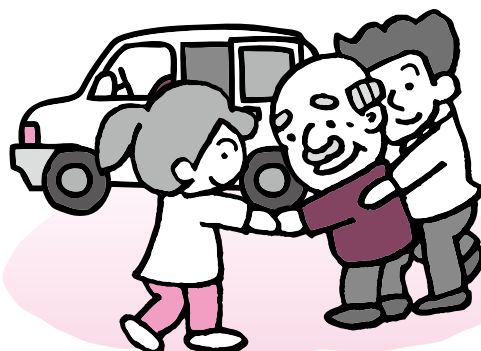
※事業対象者と認定された方については、(★)のついているサービスのみ利用できます。



第1号訪問事業



介護予防住宅改修
(手すりの設置など)



第1号通所事業

安心して暮らしたい 〈総合相談〉

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、他の関係機関と連携して支援します。

① 虐待を防止します

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、地域包括支援センターでは虐待の防止・早期発見に努め対応します。

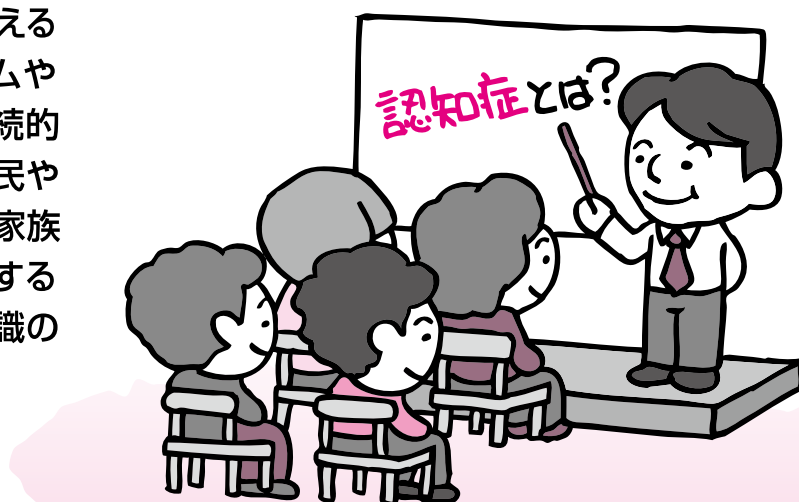
② 皆さんの権利を守ります

- ・悪質商法や詐欺に遭ってしまった
- ・お金の管理や契約に関して判断に不安がある
- ・成年後見制度について知りたい、利用したい

このような高齢者の権利に関することについて、地域包括支援センターでは消費生活センターや旭川成年後見支援センターと連携して支援を行います。

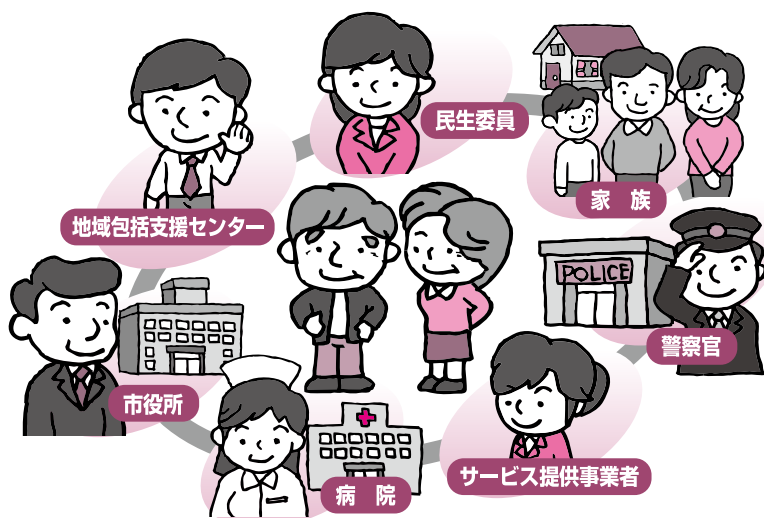
③ 認知症の高齢者やその家族への支援を行います

認知症の高齢者やその家族を支えるため、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。また、地域住民や関係者が、認知症の高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行います。



④ 関係機関とのネットワーク作りを行います

高齢者の皆さんに直接支援するほかにも、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行います。また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関など様々な関係機関とのネットワーク作りに力を入れています。



⑤ 地域の困りごとへの支援を行います

高齢者の皆さんの生活の困りごとなどについて、生活支援コーディネーターや関係機関と連携し、支援を行います。また、地域の課題を住民の方と共有し、課題解決に向けた支援を行います。



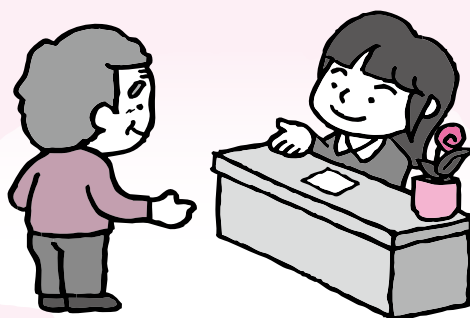
何でも御相談ください

地域の中で、困っていることや心配なことはありませんか。どこに相談してよいのか分からない場合は、まず地域包括支援センターに御相談ください。

例えば…

- 介護サービスを利用したいが、どうしたらよいかわからない
- 近所に住む高齢者の様子が今までと違って心配だ
- 地域で介護予防に取り組みたいのでアドバイスしてほしい

地域包括支援センターでは、必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、関係者や関係機関と連携して支援を行います。



あなたの地域の地域包括支援センターです

地域包括支援センターは、皆さんがお住まいの地域ごとに設置されています。

中央 地域包括支援センター

6条通4丁目旭川勤労者福祉会館内
電話 23-6022 FAX 23-6033



豊岡 地域包括支援センター

豊岡3条3丁目5番10号東部まちづくりセンター内
電話 35-2275 FAX 35-2276



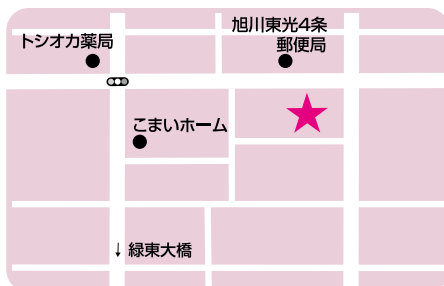
東旭川・千代田 地域包括支援センター

東旭川北1条6丁目2番3号東旭川支所内
電話 36-5577 FAX 74-7220



東光 地域包括支援センター

東光5条2丁目2番6号東部住民センター内
電話 76-6020 FAX 76-5852



新旭川・永山南 地域包括支援センター

永山2条5丁目44番地
電話 40-3003 FAX 40-3008



永山 地域包括支援センター

永山3条19丁目永山市民交流センター内
電話 40-2323 FAX 40-2340



末広・東鷹栖 地域包括支援センター

東鷹栖4条3丁目636番地東鷹栖地域センター内
電話 76-5065 FAX 58-3002



春光・春光台 地域包括支援センター

春光5条4丁目1番16号北部住民センター内
電話 54-1165 FAX 54-1101



北星・旭星 地域包括支援センター

川端町6条10丁目2番16号
電話 46-6500 FAX 54-7580



神居・江丹別 地域包括支援センター

神居2条10丁目3番8号
電話 76-5511 FAX 60-2266



神楽・西神楽 地域包括支援センター

緑が丘3条1丁目10番30号緑が丘地域活動センター内
電話 66-5351 FAX 66-5352



開設日

月曜日～金曜日
(祝日, 12月30日～
1月4日を除く。)

開設時間

午前9時～午後6時

緊急時は上記以外の時間でも対応しています。